5.2.2　船舶の設計上又は建造上の制限により5.1.1に定める基準に適合することができないことが主管庁に対して十分に立証される場合には、表示されたディーゼル機関の推進出力の合計が七百五十キロワット未満の船舶に設置される船舶用ディーゼル機関

排出規制海域

6　この第十三規則の規定の適用上、排出規制海域は、付録Ⅲに定める基準及び手続に従い国際海事機関が指定するすべての海域（すべての港を含む。）とする。

二千年一月一日前に建造された船舶に設置された船舶用ディーゼル機関

7.1　7.1.1の規定にかかわらず、千九百九十年一月一日以後から二千年一月一日前までに建造された船舶に設置される五千キロワット以上の出力及び一シリンダー当たり九十リットル以上の容積を有する船舶用ディーゼル機関は、7.4に定める排出の制限値に適合させなければならない。ただし、当該機関の適合手法がいずれかの締約国の主管庁によって認証された場合及び当該主管庁がその認証を国際海事機関に通告した場合に限る。この7.1の規定の遵守は、次のいずれか一の方法によって立証されなければならない。

7.1.1　適合手法文書に明示される検証方法を使用する検査により確認された適合手法の導入（当該船舶の証書における適合手法についての適当な注釈を含む。）

7.1.2　3、4又は5.1.1に定める範囲内で機関が運転することを確認する機関の認証及び船舶の証書における機関の認証についての適当な注釈

7.2　7.1の規定は、7.1に規定する通告が寄託された後十二箇月以後に行う最初の更新検査までに適用する。適合手法が適用される船舶の船主が、最善の努力にもかかわらず商業的に入手することができないことを主管庁に対して十分に立証することができる場合には、適合手法は、当該船舶については商業的に入手することができるようになった後の最初の年次検査までに設置する。

7.3　千九百九十年一月一日以後から二千年一月一日前までに建造された船舶に設置される五千キロワット以上の出力及び一シリンダー当たり九十リットル以上の容積を有する船舶用ディーゼル機関に関し、証書は、7.1の規定が適用される船舶用ディーゼル機関については、適合手法が7.1.1の規定に従って適用されたか若しくは機関が7.1.2の規定に従って認証されたか又は適合手法が未だ存在しないか若しくは7.2に規定するところにより未だ商業的に入手することができないかを示すものとする。

7.4　第三規則の規定が適用される場合を除くほか、7.1に規定する船舶用ディーゼル機関の運転は禁止する。ただし、機関からの窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの）が次の範囲内にある場合は、この限りでない。この場合において、nは、機関の回転速度（一分間当たりのクランク軸の回転数）とする。

7.4.1　一キロワット時当たり十七・〇グラム　nが百三十回転数未満の場合

7.4.2　一キロワット時当たり$45.0\times n^{(-0.2)}$グラム　nが百三十回転数以上二千回転数未満の場合

7.4.3　一キロワット時当たり九・八グラム　nが二千回転数以上の場合

7.5　適合手法の認証は、二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則第七章の規定に従うものとし、次に掲げる検証を含む。

7.5.1　適合手法の計算上の効果が、二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則に規定する適当な試験サイクルによって測定された値に対し、機関の出力を一・〇パーセントを超えて減少させないこと若しくは燃料消費を二・〇パーセントを超えて増加させないこと又は機関の耐久性若しくは信頼性に悪影響を及ぼさないことの検証であって、適合手法が適用される基礎となる船舶用ディーゼル機関の設計者によって行われるもの

7.5.2　7.4に定める基準を達成するための適合手法によって削減される窒素酸化物の量と当該適合手法の購入及び設置に係る費用との比較において決定される適合手法に係る費用が過度ではないことの検証

認証

8　二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則は、この第十三規則に定める基準についての認証、試験及び測定手続について適用する。

9　二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則に定める窒素酸化物排出量を決定するための手続は、機関の通常運転を特定することを目的とするものとする。無効化装置及び合理的でない排出規制方法は、この目的を著しく損なうものであり、認められない。この規則は、機関及び補助装置を損傷若しくは故障につながるおそれのある稼働状態から保護し、又は機関の始動を容易にするために用いられる補助制御装置の使用を妨げるものではない。

見直し

10　国際海事機関は、二千十二年から二千十三年までの間に1.1.1に定める基準を実施するための技術開発の状態を見直すものとし、必要な場合には、5.1に定める基準の実施時期を調整する。

第十四規則　硫黄酸化物（SOx）及び粒子状物質

一般要件

1　船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、次の限度を超えてはならない。

1.1　二千十二年一月一日前については四・五質量百分率

1.2　二千十二年一月一日以後については三・五質量百分率

1.3　二千二十年一月一日以後については〇・五質量百分率

2　船舶における使用のために供給される燃料油の残渣油中の硫黄の含有率に関する全世界における平均値については、国際海事機関が作成する指針を考慮して監視する。

排出規制海域における要件

3　この第十四規則の規定の適用上、排出規制海域には、次の海域を含む。

3.1　条約附属書Ⅰ第一規則11.2に定義するバルト海海域及び条約附属書Ⅴ第五規則(1)(f)に定義する北海海域

3.2　付録Ⅲに定める基準及び手続に従って国際海事機関が指定するその他の海域（港湾を含む。）